

【記載例】様式第二十号の3

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、届出をします。

証明者の印は、法人の場合は登録している代表者印を、個人の場合は実印を押印してください。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

地方整備局長
北海道開発局長
新潟県知事 殿

該当するもの以外は消してください。

新潟県新潟市中央区新光町4-1
申請者 新潟県庁建設株式会社
届出者 代表取締役 新潟太郎

印

新規許可申請の場合は、記入不要です。

許可年月日

許可番号 国土交通大臣 知事 許可(特)第 _____ 号 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(営業所毎の保険加入の有無)

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	雇用保険
本店 <small>営業所一覧表に記載した順に記載してください。</small>	20人 (2人)	1	1	1	健康保険	〇〇健康保険組合
					厚生年金保険	〇〇〇 〇〇〇
					雇用保険	〇〇〇〇〇〇
長岡営業所	10人 (0人)			1	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
	人 (人)	<p>営業所の欄は、健康・厚生年金保険については健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認、雇用保険については労働保険の保険料の徴収等に関する法律第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所の記載例です。 この場合、保険加入の有無欄について雇用保険は1とし、それ以外は空欄にしてください。事業所整理記号については全てに本店一括と記載してください。</p>				
人 (人)						
人 (人)						
人 (人)						
合計	人 (人)				雇用保険	
					健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	

記載要領

- この表は、次の(1)及び(2)の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
 - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
 - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
 - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
 - ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新を申請する場合

「申請者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、申請時の加入状況を記入すること。
- 既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合

この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 「申請者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等しようとする者(以下「申請者」という。)の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 「地方整備局長」「国土交通大臣」「北海道開発局長」「知事」及び「特」については、不要のものを消すこと。
- 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙2に記載した順に記載すること。
- 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。()内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。
- 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。